

八街市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

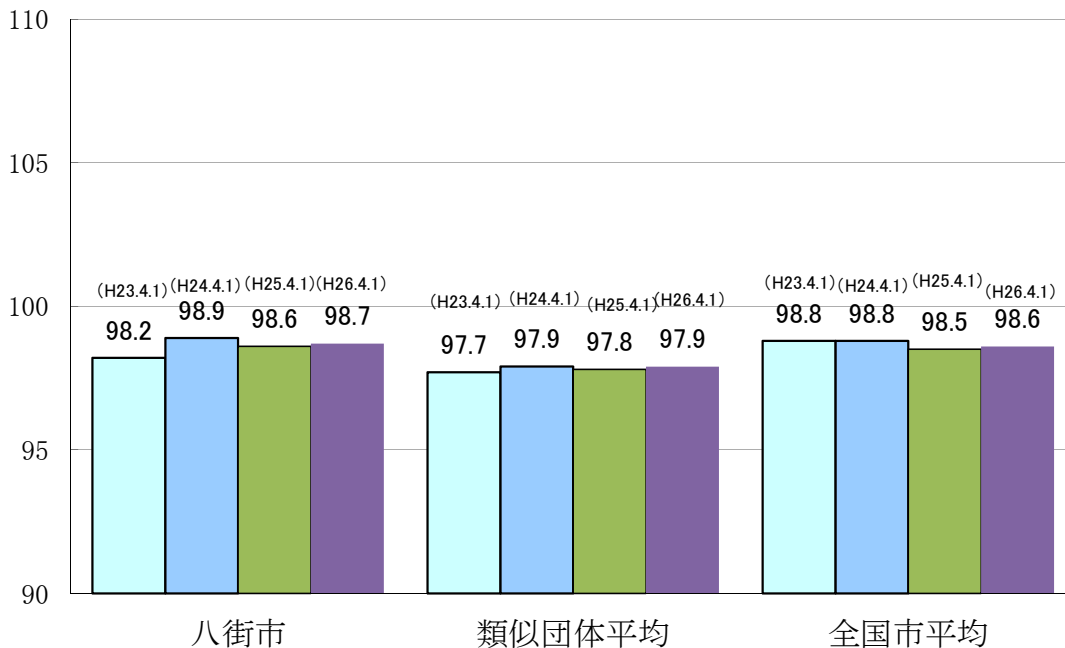
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 24年度の人件费率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	74,292	20,152,614	523,356	4,043,462	20.1	21.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	505	1,828,250	240,118	657,982	2,726,350	5,399	5,815

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものがある。
 3 平成24年および平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由および改善の見込み

(4) 給与改訂の状況

①月給例

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別級の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施期間、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げを実施。また激変緩和のため3年間(平成30年3月31日までの経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、八街市においても3%を支給
※平成27年度に限り財政難等の理由により支給していない。

③その他の見直し内容

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八街市	43.4 歳	332,560 円	384,305 円	360,954 円
千葉県	42.8 歳	333,944 円	424,045 円	381,714 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
八街市	49.0 歳	27 人	249,830 円	272,321 円	266,432 円	—	— 歳	— 円	—
うち給食	48.8 歳	12 人	245,767 円	262,858 円	259,663 円	調理士	44.0 歳	295,600 円	0.89
うち用務員	53.3 歳	5 人	242,220 円	257,252 円	252,783 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.29
千葉県	52.4 歳	— 人	322,163 円	376,511 円	355,842 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.1 歳	— 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	49.7 歳	34 人	316,350 円	352,255 円	336,838 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
八街市	— 円	— 円	—
うち給食	4,173,896 円	4,065,000 円	1.02
うち用務員	4,064,724 円	2,747,000 円	1.48

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成23年～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		八街市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	180,800 円	181,200 円
	高校卒	146,200 円	146,200 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	138,800 円	143,500 円	— 円
	中学卒	126,900 円	130,700 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	245,100 円	349,858 円	403,220 円	408,533 円
	高校卒	該当なし	314,400 円	364,533 円	該当なし
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

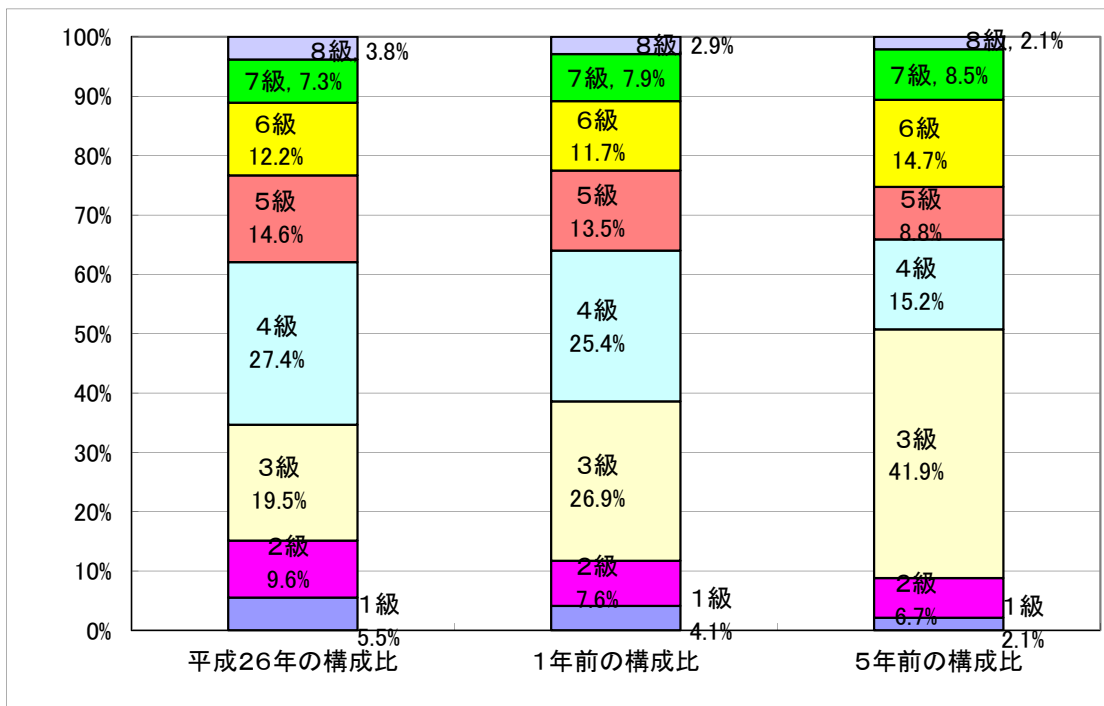
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	19人	5.5%	137,200円	243,700円
2級	主事	33人	9.6%	180,800円	295,800円
3級	副主査、主任主事	67人	19.5%	224,600円	354,700円
4級	主査補	94人	27.4%	261,900円	388,300円
5級	主査	50人	14.6%	289,200円	400,600円
6級	主幹、副主幹	42人	12.2%	320,600円	443,400円
7級	課長	25人	7.3%	366,200円	489,100円
8級	部長	13人	3.8%	413,000円	500,600円

(注) 1 八街市一般職の給与等に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1: 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、1年間の勤務状況等を5段階で評定している。

2: 昇給への勤務成績の反映状況

昇給については、昇給日前1年間、良好な勤務成績だった職員を4号給（給料表7級以上の者は3号給、また55歳以上の者は2号給に抑制）昇給とし、特に勤務成績が良好であった職員は6号給以上、良好であると認められなかった職員については、3号給以下としている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八 街 市	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,337 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,539 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理監督加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

(状況) 人事評価は実施しているが手当には反映させていない。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

八 街 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	無)				
1人当たり平均支給額	6,327 千円	24,349 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		62,593 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		115,484 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
八街市全域	3 %	542 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出)

(4) 特殊勤務手当

平成17年度より特殊勤務手当は、すべて廃止した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	84,502 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	156 千円
支給実績(平成24年度決算)	109,928 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	204 千円

(注) 職員1人当たり平均支給を算出する歳の職員数は「支給実績(25年度(24年度)決算)」と同じ年度の

4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人6,500円 16歳から22歳までの子1人5,000円加算	同じ		47,086 千円	219,004 円
住居手当	・借家の場合(家賃が12,000円を超える場合に限る) 額に応じて27,000円を限度に支給	同じ		16,648 千円	302,688 円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期代等55,000円を上限に支給 ・乗用車などを利用する場合 使用距離等に応じて2,000円から24,500円を支給	同じ		30,286 千円	70,597 円
管理職手当	・管理監督の地位にある職員に対し給料月額100分の18を超えない範囲内で規則で定める額を支給する	一部異なる	階級別の単価が異なる	28,111 千円	540,597 円
休日勤務手当	・休日及び年末年始の休日等に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の125から150の間での範囲で支給する	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	・午後10時～翌午前5時までの間を正規の勤務時間として勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25をその間の勤務時間に対し支給する			— 千円	— 円
宿日直手当	・勤務1回につき4,200円	同じ		1,016 千円	4,200 円
管理職員特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要により、週休日、休日又は年末年始の休日等に勤務した場合、12,000円を限度に支給する	同じ		— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	774,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,000,000 円/ 440,000 円		
	副市長	860,000 669,600 720,000	円 円 円	830,000 円/ 375,000 円		
報 酬	議長	445,000	円	698,000	円/	310,000 円
	副議長	400,000	円	620,000	円/	245,000 円
	議員	355,000	円	560,000	円/	222,000 円
期 末 手 当	市長	(平成25年度支給割合)				
	副市長	3.85	月分			
退 職 手 当	議長	(平成25年度支給割合)				
	副議長	3.85	月分			
退 職 手 当	市長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	在職月数×給料月額×(35/100)		13,003,200 円	任期毎	
		在職月数×給料月額×(25/100)		8,035,200 円	任期毎	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

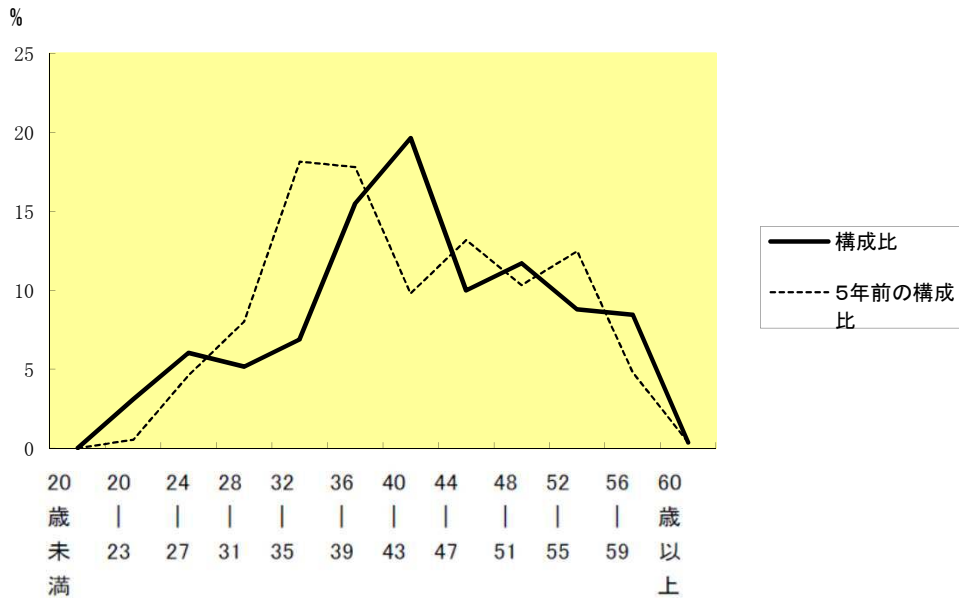
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	5	5	3	業務量に見合った人員配置の実施
		総務	85	88		
		税務	41	41		
		農林水産	20	20		
		商工	4	4		
		土木	58	55		
	民生衛生	139	141	-3	退職者の不補充	
	衛生	43	43	2	業務量に見合った人員配置の実施	
	小計	395	397	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.43 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.52 人)	
	教育部門	111	109	-2	退職者の不補充	
	消防部門					
	小計	506	506		<参考> 人口1万人当たり職員数 68.10 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.79 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	11	11			
	下水道	11	11			
	その他	28	28			
	小計	50	50			
合 計		556	556	[0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.84 人	
		[636]	[636]			

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	18人	35人	30人	40人	90人	114人	58人	68人	51人	49人	2人	555人

(注) 職員数に教育長は含んでいません。

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	398	393	390	396	395	397	△1 (0.3)
教育	113	113	112	110	111	109	△4 (3.5)
普通会計計	511	506	502	506	506	506	△5 (1.0)
公営企業等会計計	52	50	51	51	50	50	△2 (3.8)
総合計	563	556	553	557	556	556	△7 (1.2)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

A 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	1,003,047	40,366	67,892	6.77	7.27

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費20,556千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	11	44,183	6,522	17,187	67,892	6,172

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

○一般職の管理職手当について、平成19年4月1日から平成27年3月31日までの間、20%削減しています。

B 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八 街 市	43.7 歳	360,319 円	514,337 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

C 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八街市水道事業		八街市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,477 千円		1,366 千円	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合ある。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

八街市水道事業			八街市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		1,455 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		132,272 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
八街市全域	3 %	11 人	3 %

エ 特殊勤務手当

平成17年度より特殊勤務手当は、全て廃止した。

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	1,795 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	163 千円
支給実績(平成24年度決算)	1,654 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	138 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人6,500円 16歳から22歳までの子1人5,000円加算	同		1,924 千円	321 円
住居手当	・借家の場合(家賃が12,000円を超える場合に限る) 額に応じて27,000円を限度に支給	同		0 千円	0 円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期代等55,000円を上限に支給 ・乗用車などを利用する場合 使用距離等に応じて2,000円から24,500円を支給	同		800 千円	73 円
管理職手当	・管理監督の地位にある職員に対し給料月額100分の18を超えない範囲内で規則で定める額を支給する	同		548 千円	548 円
休日勤務手当	・休日及び年末年始の休日等に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の125から150の間での範囲で支給する	同		— 千円	— 円
夜間勤務手当	・午後10時～翌午前5時までの間を正規の勤務時間として勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25をその間の勤務時間に対し支給する			— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要により、週休日、休日又は年末年始の休日等に勤務した場合、12,000円を限度に支給する	同		— 千円	— 円